

三井住友信託ダイレクト取引規定

三井住友信託ダイレクト取引申込書または当社所定の申込方法（以下、総称して「申込書等」という。）により、三井住友信託ダイレクトの申し込みを行った契約者等（契約者が未成年者でない場合は契約者を指し、契約者が未成年者の場合は契約者、法定代理人および運用管理者を指す。）は、三井住友信託ダイレクトの利用にあたり、三井住友信託ダイレクト取引規定（以下「本規定」という。）の内容、契約者等の安全確保のために当社が採用しているセキュリティ措置および本規定に示した暗証番号、パスワード、確認番号または会員番号の不正使用等によるリスク発生の可能性について十分に理解したうえで、自らの判断と責任において三井住友信託ダイレクトを利用することを、承諾したものとします。

記

第1条 三井住友信託ダイレクト

1. 三井住友信託ダイレクトとは

(1)三井住友信託ダイレクトは、契約者等ご本人が、電話機またはパーソナルコンピューター等（以下、「端末」という。）を通じて当社所定の取引（取引に関する照会、届出を含む。以下同じ。）を依頼した場合に、当社がその手続きを行うサービスをいいます。また、三井住友信託ダイレクトのうち、電話による依頼に基づくサービスを「テレフォンバンキング」、インターネットを通じた依頼に基づくサービスを「インターネットバンキング」といいます。

(2)三井住友信託ダイレクトの申し込みは、申込書を、本条第6項に定める代表普通預金口座とする普通預金口座の取引店、または当社所定の方法で提出して行うものとします。当社は、契約者等のうち当社が定める者に対して、三井住友信託ダイレクトの利用に際して必要となる会員番号および確認番号を記載した三井住友信託ダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード」という。）を発行します。

2. 利用可能なサービス

三井住友信託ダイレクトでご利用いただけるサービスは、以下のとおりとします。残高照会、入出金明細照会、振込取引、普通預金取引、定期預金取引、外貨預金取引、投資信託取引、住宅ローン取引、カードローン取引、財形取引、お届け内容の変更、各種相談等。

3. サービス対象

(1)三井住友信託ダイレクトの対象となる商品の種別および、取扱可能な手続き、時間、限度額等については当社所定の内容に限定します。（なお、取引の種類や契約者の年齢等により、対象とならない場合があります。）

(2)三井住友信託ダイレクトにより取引または手続きを行った場合に限定した当社所定の手数料等を適用します。

(3)当社は、三井住友信託ダイレクトの対象取引（または手数料等）を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

4. サービス利用環境

三井住友信託ダイレクトを利用するに際してご利用可能な機器は、当社所定の動作環境等の要件を備えた端末に限定します。

5. サービス利用対象者

三井住友信託ダイレクト利用対象者は、日本国内居住の個人のお客さまで当社所定の方法により申し込みを行い当社が利用を

認めた方のみ取り扱いとなります。

6. 代表普通預金口座

- (1)代表普通預金口座とは、三井住友信託ダイレクトの利用にあたり、振込取引・振替等の資金の入出金を伴う取引において、契約者等が当該資金の入金・引き落としを行う口座として届出したものをいいます。
- (2)代表普通預金口座として届出する口座は、契約者ご本人名義の普通預金口座に限ります。
- (3)契約者等が、取引の際に特に指定しない場合は、代表普通預金口座を資金の入金・引き落としを行う口座として取り扱います。
- (4)契約者等は、振込取引・振替等の取引については手続きの際に代表普通預金口座以外の普通預金口座を資金の入金・引き落としを行う口座として指定することができます。ただし、投資信託取引については投資信託口座でのお取引となります。

7. サービス取扱時間

- (1)三井住友信託ダイレクトおよび三井住友信託ダイレクトの対象となる各取引の取扱時間は当社所定の時間内とします。
- (2)ただし、当社はこの取扱時間を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、臨時のシステム調整等の実施により、三井住友信託ダイレクトの全部または一部がご利用できない場合があります。

8. 手数料

三井住友信託ダイレクトによる振込取引、振込取引の組戻し等については、当社所定の振込手数料および組戻手数料等をいただきます。当社は、三井住友信託ダイレクトの手数料等を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. 三井住友信託ダイレクト暗証番号等について

契約者等は、三井住友信託ダイレクトの申し込みにあたり、当社に対して暗証番号の届出を行うものとします。契約者等はインターネットバンキングを利用する場合は、利用を開始する前に、当社所定の方法でインターネットバンキング用パスワード（以下、「パスワード」という。）を登録するものとします。

三井住友信託ダイレクトのご利用の際、インターネットバンキングの場合は、会員番号（ただし、第12条の適用がある場合、旧カードに記載された会員番号に相当する当社所定の番号。以下同じ。）、パスワードおよび確認番号により、また、テレホンバンキングの場合は、会員番号、暗証番号および確認番号の照合により、契約者等の本人確認を行います。

2. 本人確認手続き

- (1)契約者等が三井住友信託ダイレクトにおいて取引の依頼を行うときは、会員番号、パスワードもしくは暗証番号および確認番号を当社所定の方法により正確に伝達するものとします。
- (2)前号の内容を当社が確認し、当社に届出・登録された番号等と各々一致した場合に、受付手続きを行います。
- (3)当社が提供する他のサービスの利用を契約者等が希望しインターネット上で提供する場合、そのサービスでの本人確認手続きの方法は、それぞれのサービスの規定により定めます。当社は、他のサービスの本人確認において、会員番号、暗証番号、パスワードまたは確認番号を利用することがあります。

3. 暗証番号等の管理、セキュリティ等

- (1)会員番号、暗証番号、パスワードおよび確認番号は契約者等自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。
- (2)契約者等は、会員番号、または確認番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、直ちに当社

に対し届け出るとともに、三井住友信託ダイレクト取引を解約し、新たに三井住友信託ダイレクト取引の申し込みを行うものとし、また、契約者等は、パスワード、暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の手続きによりパスワード、暗証番号を変更するものとし、届出がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、いっさいの責任を負いません。

(3) 契約者等が、暗証番号、パスワード、確認番号を、誤った内容で当社所定の回数以上連続して端末等に入力した場合または当社宛に届いた場合は、当社は契約者等に対する三井住友信託ダイレクトの利用を停止します。契約者等が三井住友信託ダイレクトの利用の再開を依頼する場合には、当社所定の方法により当社宛に届け出るとともに、三井住友信託ダイレクトの再開は、本人確認の書類の提示を求めるなど当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 第1項の規定にかかわらず、契約者等は、当社が銀行法第52条の61の10に定める契約を締結している電子決済等代行業者（以下、「電代業者」という。）に対して、電代業者が提供するサービスを利用するため、会員番号、暗証番号、パスワードおよび確認番号を貸与することができるものとし、この場合、当社は、電代業者からのインターネットバンキングへのアクセスを契約者等ご本人からのアクセスとして扱うこととし、契約者等は、電代業者が提供するサービスを自らの責任により利用するものとし、当社は電代業者やそのサービスについて何ら責任を負わないものとし、また、電代業者による会員番号、暗証番号、パスワードまたは確認番号の漏えい起因して契約者等に発生した損害または損失については、当社は補償しません。契約者等は、電代業者が提供するサービスの利用を停止した場合、自らの責任により、パスワードを変更するものとし、

第3条 取引の依頼

1. 取引依頼の方法

契約者等は第2条第2項の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定事項および確認番号を当社所定の方法により正確に伝達することで、取引を依頼するものとし、

2. 取引依頼の確定

当社がテレフォンバンキングによる取引の依頼を受け付ける場合、受け付ける依頼内容および確認番号を契約者等に対して当該電話で確認します。契約者等がその内容が正しい旨を確認したときは、これにより取引依頼は確定します。テレフォンバンキングを利用する場合は、取引依頼が確定し電話が切られた後は、依頼内容の取り消し、変更はできません。当社がインターネットバンキングによる取引の依頼を受け付ける場合、受け付ける依頼内容および確認番号を契約者等に対して端末上の画面により当社所定の方法で確認します。契約者等がその内容が正しい旨を当社所定の方法により確認し、確認したとの通知が当社に到達したときは、これにより取引依頼は確定します。取引依頼が確定したときは、当社は契約者等に対して、その確定した旨を、インターネットバンキングの端末画面上にて通知するとともに、契約者等が当社に届け出た電子メールアドレスに対して電子メールを発信します。取引依頼の確定の通知が到達しないときは、契約者等は当社に照会するものとし、この照会がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。インターネットバンキングを利用する場合は、当社所定の一部の取り消し可能な手続きを除き、原則として、確定した依頼内容の取り消し、変更はできません。

3. 資金の引き落とし

資金の引き落としを伴う取引については、前項の取引依頼が確定した後、当社は、契約者等から支払依頼を受けた振入資金、当社所定の振入手数料（消費税を含みます。）、振替資金、投資信託購入資金（購入にかかる手数料および諸費用を含みます。）または各種手数料（消費税を含みます。）等を、普通預金口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード等の提出なしに代表普通預金口座（別の口座を指定したときは当該指定された口座）（以下「引落口座」といいます。）より引き落としを行うものとします。

4. 取引依頼の不成立

- (1) 以下の場合、当社は、契約者等から依頼された取引の依頼はなかったものとして取り扱います。ただし、この取り扱いの場合に、取引が成立しなかったことにより当社に生じた損害については、その賠償を契約者等に対して請求することがあります。この場合、原則として、契約者等自身が、依頼した取引の成否を確認するものとします。テレフォンバンキングの場合は、取引についての通知到達しないときは、契約者等は当社に照会するものとします。また、インターネットバンキングの場合は、お取引履歴等の表示画面で確認できないときは、契約者等は当社に照会するものとします。
- (2) 資金を引き落とす時において、引落金額（手数料、諸費用がある場合はそれらを含みます。）が引落口座から払戻することができる金額（当社が定める一部の取引については、総合口座取引による貸越しを利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです。）を超えるとき。なお、資金の引落日において、引落口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が引落口座から払い出すことができる金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当社の任意とします。
- (3) 引落口座が解約済のとき。
- (4) 契約者等より引落口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当社が所定の手続きをとったとき。
- (5) 引落口座への入金ができない場合。
- (6) 差押え等やむを得ない事情があり、当社が支払いを不適当と認めたとき。
- (7) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等をやむを得ない事由があったと当社が判断したとき。
- (8) 当社、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (9) 当社以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

5. 取引内容の確認

- (1) 契約者等は預金通帳への記入、テレフォンバンキング利用時に別途送付する取引確認書、インターネットバンキングの画面等により取引内容を照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、契約者等は直ちにその旨を当社まで連絡するものとします。
- (2) 当該連絡がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。また、取引内容、残高に相違がある場合において、契約者等と当社との間で疑義が生じたときは、当社の記録の内容をもって取り扱うものとします。

6. 依頼内容の記録・保存

契約者等の三井住友信託ダイレクトによる依頼内容はすべて記録され、当社に相当期間保存されます。

7. 海外からの利用

- (1) 一時的に三井住友信託ダイレクトを海外からご利用する場合、当社はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみな

します。また、各国の法令、事情、その他の事由により、取引または機能の全部または一部をご利用できないことがあります。なお、海外からの三井住友信託ダイレクトの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

(2) 契約者等のいずれかの者が海外に居住することになった場合には、三井住友信託ダイレクトを利用することはできません。また、当社所定の届出等をもって利用中止が解除されるまでは、三井住友信託ダイレクトをご利用いただけません。

第4条 免責事項等

1. 本人確認

(1) 第2条第2項により本人確認手続きを経た後、第3条第2項により取引を行ったうえは、端末、暗証番号、パスワード、確認番号または会員番号について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

(2) 申込書等、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

2. 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

(1) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取り扱いが遅延または不能となったとき。

(2) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

3. 動作環境の確保

契約者等は、三井住友信託ダイレクトの利用にあたり、契約者等自身が所有・管理する端末を利用し、その端末が正常に稼動する環境については契約者等の責任において確保するものとします。契約者等の端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、もしくは成立した場合、または通知の不到達の場合に契約者等において生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。

4. 通話経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通話経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより契約者等の暗証番号、パスワード、確認番号または会員番号、その他の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。ただし、上記により漏洩したログインパスワード等の盗用により損害が発生した場合の責任については、第5条による補てんの請求を申し出ることができるものとします。

5. ウイルス感染等

当社が契約者等への通知等に電子メールを使用した場合、一般的に合理的と認められる方法により当社がウイルスチェックを行っている限りにおいて、万一契約者等の端末がウイルスに感染してしまった場合でも、当社はいっさいの責任を負いません。

6. 郵送上の事故

当社がご利用カードを発行し契約者等に郵送する際に、郵送上の事故等当社の責めによらない事由により、第三者（当社職員

を除く。)が会員番号、確認番号等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。

第5条 補てんの請求

1. 盗取されたログインパスワード等を用いて行われた不正な振入（以下、本条において「当該振入」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当社に対して当該振入の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) ログインパスワード等の盗取または当該振入等に基づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - (2) 当社の調査に対し、契約者等より十分な説明が行われていること
 - (3) 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該振入が契約者等の故意または重過失による場合でなく、かつ、利用する端末の安全対策やログインパスワード等の管理を十分に行っている等、契約者等が無過失である場合、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた振入の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の一部もしくは全部を補てんするものとします。なお、当該振入が行われたことについて、契約者等が無過失と認められない場合にも、一部もしくは全部を補てんすることがあります。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、ログインパスワード等が盗取された日（ログインパスワード等が盗取された日が明らかでないときは、盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振入が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該振入が行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - ① 契約者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - ② 契約者等が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - (2) ログインパスワード等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
5. 当社が当該預金について契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、契約者が、当該振入を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、当該振入により被った損害について契約者ご本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。
6. 当社が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
7. 当社が第2項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振入を受けた者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

第6条 譲渡・質入れの禁止等

1. ご利用カードの所有権

ご利用カードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者等のうち当社が定める者にご利用カードを貸与するものとします。

2. 譲渡・質入れの禁止

ご利用カードは、他人に譲渡、質入れ、貸与、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

第7条 解約等

1. 都合解約

本規定による契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は書面または当社所定の方法によるものとします。

2. 代表普通預金口座の解約

代表普通預金口座が解約されたときは、三井住友信託ダイレクトは解約されたものとみなします。

3. サービスの利用停止

契約者等が当社との取引規定に違反した場合や、契約者以外の他人により不正にサービスを利用される恐れがあると当社が判断した場合等、当社が三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいつでも、契約者等に事前に通知することなく三井住友信託ダイレクトの全部または一部の利用を停止することができます。

4. サービスの強制的解約

契約者等に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、三井住友信託ダイレクトを解約することができます。この場合、契約者等への通知の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に三井住友信託ダイレクトは解約されたものとします。

(1)住所変更の届出を怠る等により、当社において契約者等の所在が不明となったとき

(2)契約者が未成年者であって運用管理者を設定している場合において、当該契約者が成年に達したとき

(3)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の手続開始の申立てを含みます。）があったとき

(4)相続の開始があったとき

(5)1年以上にわたり三井住友信託ダイレクトの利用がないとき

(6)円形交換所の取引停止処分を受けたとき（日本国外における同様の処分を含みます。）

(7)契約者等が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき

(8)その他三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき

5. 当社からのサービスの利用停止、都合解約および強制的解約により契約者等において損害が生じても、当社はいっさいの責任を負いません。

第8条 ご利用カードの紛失、届出事項の変更等

1. ご利用カードを失った場合または盗難にあったとき、ご利用カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときには、契約者等は直ちに当社に届け出るものとします。この届出を受けたときは直ちに三井住友信託ダイレクトによる預金等の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害

については、当社は責任を負いません。

2. 三井住友信託ダイレクトにかかる印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、契約者等（本項においては、契約者が未成年者の場合、契約者または法定代理人を指す。）は直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。ただし、届出事項のうち、当社所定の事項の変更については、契約者等が操作する端末による依頼にもとづきその届出を受け付けます。その際には、当社は第3条の各条項に準じて取り扱います。なお、契約者等から届出事項の変更依頼があり、当社でその手続きを行っている期間については、三井住友信託ダイレクトを利用できないことがあります。
3. ご利用カードを失った場合の再発行は、本人確認の書類の提示を求めるなど当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
4. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、または、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたとき（日本国外において同様の手続きが開始されたとき、または同様の監督人等が選任されたときを含みます。）は、直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

第9条 通知等の連絡先

1. 当社は契約者等に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
2. 当社が前項の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、第8条の届出を怠る等契約者等の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当社の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とします。

第10条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト振込規定その他の関連規定により取り扱います。

第11条 契約期間

三井住友信託ダイレクトの契約期間については、特に期限を定めず、第7条に基づく解約が行われるまで契約期間が継続するものとします。

第12条 旧カードに関する特約

1. 旧カードの使用

三井住友信託ダイレクトに相当するサービスのために当社が発行したカード（以下「旧カード」という。）は、当社所定の方法でご利用カードに切り替えるまでの間は、本規定に従い、三井住友信託ダイレクトにおいて、ご利用カードとして利用できるものとします。

2. 本規定の第2条第1項から前条において、「会員番号」は、旧カードに記載された会員番号に相当する当社所定の番号とします。

3. 前条にかかわらず、当社は、契約者等のうち当社が定める者に対するご利用カードの送付および通知により、旧カードの契

約期間を定めることができます。契約期間経過後は、旧カードはご利用いただけません。

第13条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上